

調布市環境基本計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成28年1月20日(水)～平成28年2月19日(金)
- (2) 周知方法 平成28年1月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 環境政策課(市役所8階), 公文書資料室(市役所4階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地除く), みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 神代出張所, 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所環境政策課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 120件(9人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
「第1章 基本的事項」に対する意見	3件
「第2章 調布市が目指す環境の姿」に対する意見	7件
「第3章 環境の保全と創造に向けた施策」に対する意見	89件
「第4章 重点プロジェクト」に対する意見	18件
「第5章 計画の推進」に対する意見	1件
「資料編 環境指標一覧」に対する意見	0件
その他	2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方一覧表】

第1章 基本的事項

※「案」欄中のページは「御意見等の概要」欄の中で示された、案に係る御意見の該当箇所のページを示しています。

※〈 〉中のページは、パブリック・コメント結果等を踏まえ策定した調布市環境基本計画におけるページを示しています。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
2ページ 1. 1 計画策定の背景 2) 調布市における取組の経緯	2	環境政策課	1	「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を記載すべき。（「同（事務事業編）」より広範にとらえたものである）	御意見を踏まえ、修正いたします。 【修正】 「調布市においても、「第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成27（2015）年度に策定したところであり、法令等に定められた市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に適切に取り組んでいきます。」 →「（調布）市においても、調布市域の温室効果ガス削減に向け平成22（2010）年に策定した「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や市の事務事業における温室効果ガス削減に向け平成28（2016）年に策定した「第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。」
1ページ 1. 1 計画策定の背景 1) 社会情勢の変化	1	環境政策課	1	「かつての企業等の産業活動や人々の日常生活に起因した従前からの公害問題は一定程度沈静化しました」という表現は、問題意識が低く、楽観的すぎる。これでは、よい計画はつukれない。 4大公害も終息したと言えない。東京大気汚染訴訟の認定患者は、東京都全体で9万人、うち調布市は2千人である。OxやPM2.5は環境基準を満たしていない。また、アスベスト被害の訴訟は続いている。 「また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、安全・安心を前提とした持続可能な社会の形成が求められています。」とあるが、地震・津波などの自然災害に限定していないか？人災としての福島第一原発事故による放射能汚染は、かつての企業等の産業活動や人々の日常生活に起因した従前からの日本で最大の公害問題であり、時間的にも5年で終わるものではない。	公害問題に対して、決して楽観的な捉え方をしているわけではございません。放射能汚染を始めとする様々な環境問題については、御指摘の内容を再度認識して取組を進めてまいります。
2ページ 1. 1 計画策定の背景 2) 調布市における取組の経緯	3	環境政策課	1	アスベスト、シックハウスに触れているが、放射能汚染やPM2.5についても記載すべきである。	ここでは、市のこれまでの取組について、時系列に整理しています。御指摘の内容につきましては、第3章「3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち」の方針1) 公害のない環境の維持の施策①大気汚染の防止の【現状と課題】（38ページ〈新40ページ〉）に記載しております。

第2章 調布市が目指す環境の姿

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
8ページ 2. 1 地域の概況 ■位置・地勢	4	緑と公園課	1	「多摩川に向かって、武蔵野段丘、立川段丘、多摩川沖積低地が形成されています。（中略）それぞれの段丘面の境界を「はげ」と呼ばれる国分寺崖線、布田崖線及び仙川崖線の斜面により隔てられています。」と記述していますが、仙川崖線は「段丘面の境界」に位置する斜面ではありません。仙川崖線は、武蔵野段丘を仙川の流が刻んでできたものです。また、上に引用した文そのものが分かりにくいので、改訂することを求めます。	御意見を踏まえ、修正いたします。 【修正】 「多摩川に向かって、武蔵野段丘、立川段丘、多摩川沖積低地が形成されています。（中略） <u>それぞれの段丘面の境界を「はげ」と呼ばれる国分寺崖線、布田崖線及び仙川崖線の斜面により隔てられています。</u> 」 →「多摩川に向かって、武蔵野段丘、立川段丘、多摩川沖積低地が形成されています。（中略） <u>それぞれの段丘面の境界を「はげ」と呼ばれる国分寺崖線、布田崖線及び仙川崖線の斜面が見られるのが特徴です。</u> 」
13ページ 目指す環境の将来像	5	環境政策課	1	将来像の“水あふれる”という部分で、つい水害を連想してしまいます。（入間は水が出たので。）集中豪雨もあり、何か良い表現がありましたらご検討いただければうれしいです。	御意見をいただきました（目指す環境の将来像）「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布 …」の「あふれる」は調布市が緑と水で満ちている状態をイメージしたものであり、前計画の目指す環境の将来像を継承したものです。貴重な御意見としていただきますが、記載はそのままとさせていただきます。
16ページ 基本目標2（施策体系）	6	都市計画課	1	快適な空間の確保に「ヒートアイランド現象の抑制」を加えてほしい。温暖化防止対策はすぐに効果があるとは思えないので、夏の暑さによる都会のヒートアイランド現象は避けられないと思われるので、何かしらの対策を図るべきと考えます。	御指摘の内容は、「基本目標4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち」の方針「1）低炭素まちづくりの推進」施策③環境に配慮したまちづくり55ページ（新57ページ）の中で、施策・事業を実施して行く際の参考とさせていただきます。
17ページ 基本目標3（施策体系）	7	環境政策課	1	公害のない環境の維持に「放射性物質の除去」を加えてほしい。公園、校庭、園庭など子どもが暮らす空間を積極的に除染してほしい。少しでも、リスクは軽減すべきと考えます。	48ページ（新50ページ）の【環境指標】「空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数」に記載しましたように、平成26(2014)年度の測定結果では除染基準を一度も超えておりません。今後も測定監視を継続しながら、基準値を超える結果が測定された場合は、速やかに対策を講じ、市民の健康影響を最小限に抑えて行きます。
18ページ 基本目標4（施策体系）	8	環境政策課	2	①低炭素まちづくりの推進に「水素社会への推進」を加えてほしい。東京都を含め、水素社会への推進を図る自治体はすでにいくつか存在しているので、環境先進都市プロジェクトを掲げるのであれば、文言の記述は大事だと考えます。 ②循環型まちづくりの推進に、「自然に由来するもので現在捨てているものの活用（落ち葉や剪定枝の活用、雨水の活用）」を加えてほしい。	①御提案の内容に関しましては、53ページ（新55ページ）の【主な事業】「新たなエネルギーの活用に向けた調査・研究」として、水素エネルギーに限らず広く捉えて調査・研究を進めてまいります。 ②については、61ページ（新63ページ）に【主な事業】の中で「せん定枝資源化支援事業の推進」及び「公園のせん定枝資源化事業の推進」を記載しております。また、雨水の活用につきましては、23ページ（新25ページ）で「健全な水循環の形成に向けた啓発」の中で、地下水涵養のための雨水浸透を主としながら、節水の一方案として取り組んでまいります。
19ページ 基本目標5（施策体系）	9	環境政策課	1	環境活動を担う人材の育成に「活動を支える組織の立ち上げ、育成」を加えてほしい。	いただいた御意見については、69ページ（新71ページ）の【主な事業】に記載した「環境保全活動の環（わ）の拡大」の事業を実施して行く中で、検討してまいります。

第3章 環境の保全と創造に向けた施策

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
22～23ページ〈新24ページ～25ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 1) 緑と水の保全・再生 ②水辺環境の保全・再生	14	環境政策課	3	①【現状と課題】で、「また、東京外郭環状道路の建設などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質悪化が懸念されるため、工事の度に事前評価が行われています。」とあるが、本当ですか？誰がいつどれとどれの工事で行ったか、その結果はどのように公表されているか、具体的に示してください。 ②【施策（取組）の内容】「■開発事業等における地下水・湧水保全への配慮」について、「道路建設（東京外郭環状道路等）などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質変化の可能性については、事前評価を行い、大規模工事により水量の変化や水質悪化が生じないように配慮します。」とあるが、東京外郭環状道路（以下、「外環」）の今後のどの工事、誰がどのように事前評価をいつ行うのか、具体的に示してください。 P. 23には、環境政策課が担当課になっているが、できるのか？ ③なお、外環工事によって、水脈の変化や工事に伴う水質変化は、調布の上水道の約6割を占める上水道にも影響するであろう。また、トンネルの上部の地盤変動や住宅等への被害を発生させる恐れがある。そのために、家屋調査が何十億円もかけて行われている。これらについても記載すべきである。	②について、御意見を踏まえ、修正いたします。 ①当該事業は法令に基づく環境影響評価の対象事業となっており、事業主体である国土交通省が所定の手続にしたがって、調査結果や評価をホームページ等で公表しています。 ②国による一連の環境影響評価の手続の中で、関係自治体の首長は意見を述べることができます。23ページ〈新25ページ〉【主な事業】について、以下のとおり修正をします。 【修正】 「大規模建設工事等の地下水・湧水への影響の環境アセスメントを踏まえた事前評価の実施」 →「大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る国や都による事前評価に対する意見の提出」 ③外環工事による影響については、環境影響評価法に基づき、環境保全対策の検討・実施を国が行いますが、22ページ〈新24ページ〉の現状及び課題についての記載については、このままとさせていただきます。
27ページ〈新29ページ〉 環境指標「自然環境調査の実施回数」の数値表記	17	環境政策課	1	後ろの資料編で、指標一覧として根拠を集め、並べたのはとても良いと思います。が、残念ながら、ぱっと見た印象で「基準値×10（年）＝70回のはずなのに、63回で減っている」印象を受けてしまいます。（次頁の同位置が似た表記なので特に。）もったいないので、誤解を招かぬ様に、「7回（平成26年度）」の中に、さらに（3年に1回の調査含む）等、ただし書きを入れたいと思います。	御意見を踏まえ、修正いたします。 当該環境指標の基準値について、「3年に1回の湧水調査を含む。」旨の注記を追記いたします。なお、注記の記載方法は、他の環境指標の記載例と整合を図らせていただきます。
31ページ〈新33ページ〉 3. 2 人と環境が調和する快適で美しいまち 1) 美しい街並みの形成 ①景観形成の推進	19	道路管理課 街づくり事業課	1	「■洗練された街並みの保全・創出」で、「○街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全」とあるが、道路公害（大気汚染）の軽減の視点が必要である。東京大気汚染公害裁判の和解事項に従って、常緑樹の街路樹が必要である。	御意見を踏まえ、修正いたします。 施策「騒音・振動の発生抑制」の【主な事業】（45ページ〈新47ページ〉）に掲載の「道路沿道における緩衝用植樹帯の設置」を、施策「大気汚染の防止」【主な事業】■自動車排出ガスによる大気汚染の防止（40ページ〈新42ページ〉）にも記載いたします。当該事業は騒音の抑制ばかりでなく、大気汚染の緩和にも効果があると考えております。
38ページ〈新40ページ〉 3. 3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ①大気汚染の防止	23	環境政策課	1	【現状と課題】に“調布市では、市内2か所において常時監視を行っており”とあるが何を測っているのか不明である。	御意見を踏まえ、修正いたします。 【修正（追記）】 「調布市では、市内2か所において常時監視を行っており…」 →「市では、 <u>市内2箇所において浮遊粒子状物質（SPM）や二酸化窒素などの大気汚染物質の濃度の常時監視を行っており</u> …」
38ページ〈新40ページ〉 3. 3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ①大気汚染の防止	24	環境政策課	1	【現状と課題】で、PM2.5について「○東京都は、粒子が非常に小さく、…市内1か所で常時監視を実施しています。」と記載しています。PM2.5の市内1か所の監視場所は、深大寺南町（一般局）と思われそうですが、環境基準の達成状況について、なぜ記さないのでしょうか。他の汚染物質については触れています。深大寺南町の平成26年度はPM2.5の環境基準を達成（長期・短期の両方をクリア）した数少ない観測点です。ただし、自排局ではここ数年、達成率はほぼゼロに近いことに十分留意すべきです。市内に自排局はありませんが、市内でもPM2.5について安心できる状況でないとの認識が必要です。	御意見を踏まえ、修正いたします。 【修正（追記）】 「○東京都は、粒子が非常に小さく、…市内1か所で常時監視を実施して います 。」 →「○東京都は、粒子が非常に小さく、…市内1か所（一般局）で常時監視を実施して おり、平成26(2014)年度は環境基準を達成しています 。」

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
50～51ページ〈新52ページ～53ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ①省エネルギーの推進	33	道路管理課 街づくり事業課 住宅課 環境政策課	5	①【現状と課題】に「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「同（事務事業編）」を記載すべきである。“3R推進によるごみの減量”の取組は成果が出ていると思う。“省エネルギーの推進”も同様に進めれば、成果が期待できる。 ②【環境指標】の“市役所から排出されるCO ₂ の削減”は市役所だけでなく、公共施設全般に拡大すべきである。 ③同じく【環境指標】の“街路灯のLED化：目標1380m”は管理指標として適当か疑問である。 ④同じく【環境指標】の“市域から排出されるCO ₂ 排出量”は前計画の「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主管理指標であったが、実績把握が2年遅れとなり管理できず、目標超過したままだった。本計画で再度掲げられたが、どう是正・管理するのか。 ⑤【主な事業】の“住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進”では、住宅の断熱性向上や内窓の設置など【[施策（取組）の内容]】に掲げる事業を実行することが必要である。【施策の方向】に沿って家庭部門の効果的な省エネを進めるべく、省エネ診断の勧めやHEMSの導入支援により見える化するなどして、実践に繋げるべきである。	②③④について、御意見を踏まえ、修正（追記）いたします。 ①「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「同（事務事業編）」は、省エネルギー、再生可能エネルギーの他、まちづくりに関する施策も含まれており、「③環境に配慮したまちづくり」の【現状と課題】（54ページ〈新56ページ〉）の中で記載させていただいております。 ②ここでいう「市役所」は、市の事務事業を示します。51ページ〈新53ページ〉の【環境指標】に、市役所の定義についての追記を行います。 【修正（追記）】 ※1：市役所の事務事業（市役所を構成する組織が管理する施設及び車両）が対象 また、環境指標については、平成28年3月に策定した第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標値との整合を図るため、次のとおり修正を行います。 【修正（環境目標）】 基準値（旧）12,478 t-CO ₂ →（新）14,859 t-CO ₂ 目標値（旧）11,205 t-CO ₂ →（新）13,343 t-CO ₂ ③街路灯のLED化を測る指標として、本来なら灯数を記載すべきところですが、資料8ページ【新105ページ】にお示した通り、東京における都市計画道路の整備方針第四次事業化計画に基づき設定しているため、このような表現とさせていただきます。51ページ〈新53ページ〉の環境指標には、次のとおり追記を行います。 【修正（追記）】 ※2：街路灯をLED化した道路整備距離数 ④御指摘の趣旨も勘案して、51ページ〈新53ページ〉の【環境指標】中、市域から排出されるCO ₂ 排出量は、本計画においては目標を達成するための指標ではなく、動向を注視する参考指標として扱わせていただきます。また、実績把握が2年遅れとなることから、目標年度を次のとおり修正を行います。 （旧）平成37年度→（新）平成35年度 ⑤53ページ〈新55ページ〉の【主な事業】「環境配慮型住宅等の研究」として、市の財政状況も勘案しながら有効な方策を検討してまいります。
60～61ページ〈新62ページ～63ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 2) 循環型まちづくりの推進 ②ごみの適正処理	45	ごみ対策課	3	①【現状と課題】の“多摩川、野川などの河川敷や崖線、農地などにおいてごみの不法投棄”に“道路”を加筆してもらいたい。 ②【主な事業】の“ごみの安定処理の確保”に“小型家電製品の分別回収”を追加してもらいたい。（回収箱へ持込むのは困難である） ③同じく【主な事業】の“不法投棄対策の充実”で自治会・地区協議会などへ働きかけてもらいたい。	①について、御意見を踏まえ、修正いたします。 ①以下のとおり修正（追記）いたします。 【修正（追記）】 「多摩川、野川などの河川敷や崖線、農地などにおいてごみの不法投棄…」 →「多摩川、野川などの河川敷や崖線、 <u>道路</u> 、農地などにおいてごみの不法投棄…」 ②小型家電については、回収ボックス（市役所2階、神代出張所及びクリーンセンター）に入れていただく方式で回収を行っているところです。個別回収の実施については、今後の課題とさせていただきます。 ③事業の推進に当たっては、市民の皆様の御協力が不可欠と認識しております。実施の際は御意見を参考にさせていただきます。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
62～63ページ〈新64ページ～65ページ〉 3. 5 みんなの力でより良い環境を目指すまち 1) 環境情報の整備・共有 ①環境情報の集約・活用・発信	48	環境政策課	4	①【現状と課題】として、調布市内には、長年にわたって環境保全活動を行ってきた団体があるが、それらの活動によって得られた貴重な情報が有効に活用されていない。また、行政がこれまで行ってきた環境モニターなどの事業によって得られた情報が有効に利用できるようになっていない。 ②【施策の内容】として、環境情報については、情報収集、蓄積、公開、発信などを市民団体などに委託して推進する。また、環境情報の調査、蓄積などに参加する団体に、助成を行い、多様な情報を積極的に収集する。 ③【主な事業】の「環境情報の集約・活用」に、「行政が行った事業による情報の整理、蓄積」、「市民、市民団体が行った事業による情報の整理、蓄積」、「市民団体の活動情報の集約」を加えてはどうか。また、「環境情報の発信」に、「環境情報の発信は市民団体に委託して推進する。（市のホームページ掲載は制約が多すぎるため）」、「市民団体の活動を周知するための情報発信をサポートする。」を加えてはどうか。 ④【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】として、「市民団体（ちょうふ環境市民会議などの環境系、調布市地域情報化コンソーシアムなどの情報系）を活用して、行政と共同で収集、蓄積、発信事業を行う。」を加えてはどうか。	①について、御意見を踏まえ、修正（追記）いたします。 【現状と課題】（62ページ〈新64ページ〉）を以下のとおり課題の欄に修正（追記）いたします。 【修正（追記）】 「特に、「調布市環境モニター」が収集した環境情報については、有効活用に向けた課題があり、今後、一元的な管理を行い、発信・提供して行くなどの必要があります。」 その他の御意見の趣旨につきましては、62～63ページ〈新64～65ページ〉ですすでに記載されているものと考えます。施策・事業を具体化する際に、参考とさせていただきます。
第3章全般	10	環境政策課	1	“選択と集中”，効果的なものを重点主義でやるべき。あれもこれもと欲張り過ぎて遣り切れないのではないかと。	本計画は環境部門のマスタープランであることから、第3章では計画期間内の10年間に想定される施策を網羅的に記しております。それらの中から効果的な施策については、第4章で重点プロジェクトとして取り上げており、御指摘のとおり重点的に取り組んで行くこととしています。今後の施策の実施に当たっては、御意見を踏まえて施策の優先度を考慮して推進してまいります。
20～21ページ〈新22ページ～23ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 1) 緑と水の保全・再生 ①緑の保全	11	緑と公園課	1	雑木林、屋敷林、保存林について、どのように維持管理するか、方向性を検討し、その方向性に沿った維持管理を実施することを明記してほしい。現状では、屋敷林も保存林も残すことは困難だと思われます。 市民団体による維持管理が可能な事業については、順次委託する方向で検討し、推進してほしい。	21ページ〈新23ページ〉に記載した【主な事業】の中で検討して参ります。
22～23ページ〈新24ページ～25ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 1) 緑と水の保全・再生 ②水辺環境の保全・再生	12	環境政策課	4	①【施策の内容】について、「旧水路跡の水路（浸透性）復活による水辺環境の保全、地下水保全、水辺再生を図る。」を入れてはどうか。 ②【環境指標】に、水路の保全を図る指標として、浸透性水路の面積を環境指標に加えてほしい。 ③【主な事業】に「旧水路跡の浸透性水路の復活による水辺環境の保全、地下水保全、水辺再生」を加えてほしい。旧水路跡を精査して、浸透性水路を復活し、ビオトープを再生すべきである。 ④【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】に「復活した水路の維持管理を地域の市民団体や自治会などが行う。」を追記してはどうか。	いただいた御意見については、27ページ〈新29ページ〉の【主な事業】「生物多様性の保全を踏まえた既存水路（深大寺・佐須地域）の環境整備の検討」の中で検討してまいります。
22～23ページ〈新24ページ～25ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 1) 緑と水の保全・再生 ②水辺環境の保全・再生	13	環境政策課	1	東日本大震災のあと、利根川流域で放射能レベルが高くなって都内の多くで飲料水に不安を抱えることになった際、調布市はそれに該当しなかったと記憶しています。一つの理由が、飲料水の多くを地下水に依存していることが挙げられるはずで、資料を拝見して、地下水への配慮はされていると判断しますが、地下水脈に影響のありそうなときには「アセスメントをする」だけでなく、重要なエリアについては掘っていい深さに制限をする条例を設けるなどして積極的に守っていただけることを期待したいです。 水は文明の興亡を決定づける大きな因子です。他にも大気、緑、ごみなどの問題もあるとは思いますが、水はそれらよりも一度失った場合に回復する困難さははるかに大きいです。長期的に維持できる仕組みの構築をお願いします。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。 東京都では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、地下水の揚水の規制・指導等を行っているところです。 今後も国や東京都と連携し、地下水に係る規制等の取組を推進してまいります。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
24～25ページ〈新26ページ～27ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 1) 緑と水の保全・再生 ③里山環境の維持・保全	15	環境政策課	3	①【現状と課題】に、農地の減少に加えて、このままでは田んぼがなくなること を記述する。カニ山の雑木林は、薪炭林として更新されなくなって以来、萌芽 更新により維持された状態を保つことなく、それぞれの樹木が巨大化してしまっ ている。里山の風景や機能を維持するために、かつての状態に戻し、維持される ことが望まれる。 ②【施策の内容】の「里山環境の総合的な維持・保全と活用」に、「カニ山の キャンプ場としての機能を残しつつ、里山の雑木林の状態を維持、更新する活 動」も加える。田んぼも農家の方が続けることを前提としつつ、それがかなわ ない場合は、市民田んぼや、学校田んぼとして維持することを具体的に記述する。 ③上記に連動して、【主な事業】の「里山環境の総合的な維持・保全と活用」 に、「カニ山をかつての雑木林に再生して保全する活動の推進」を加える。	①の御指摘につきましては、将来的に農地の減少が懸念される場所ですが、 田んぼがなくなる旨の記載は極端な表現と考えられるため、記載はそのままとさ せていただきます。 ②③いただいた御意見については、25ページ〈新27ページ〉の【主な事 業】に記載した「■里山環境の総合的な維持・保全と活用」の事業を実施して行 く中で、検討してまいります。
26～27ページ〈新28ページ～29ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 2) 生物多様性の保全・活用 ①生物の生息空間の保全	16	緑と公園課 環境政策課	4	①【現状と課題】として、「調布市では、ホタルの養殖、放流によるホタル観 賞会を行っているが、最近観賞会のできない状態が起きている」ことを加えてほ しい。 ②【施策の内容】として、「既存の水路や復活した水路でのホタルの自然発生 を目指し、市内全域でホタルの飛翔を実現する。」を追記してはどうか。既存の 水路では、ホタルのえさとなるカワニナが繁殖しており、自然発生の可能性が十 分にあるので、市民団体、小学校などの協力で自然発生に向けて活動を実施する とよい。 ③【環境指標】に、「ゲンジボタルの生息域の面積」を加えてはどうか。 ④【主な事業】の「生態系ネットワークの形成」に「既存の水路や復活した水 路でのゲンジボタルの自然発生に向けた環境を整備する。」を加えてほしい。ま た、「生物に関する基礎データの取得と蓄積・整理・公開」に「現在行政や市 民、市民団体が有する自然環境情報を収集し、データベース化する。」を加えて ほしい。	御意見の趣旨は、27ページ〈新29ページ〉の【主な事業】に記載した「■ 生態系ネットワークの形成」に含めて捉え、事業名称についてはホタルだけでな く他の生物も含めた総合的な表現とさせていただきます。 なお、④の御指摘の趣旨は、「■生物に関する基礎資料のデータベース化に向 けた仕組みの検討」の中で既に含め、位置付けております。
28～29ページ〈新30ページ～31ページ〉 3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち 2) 生物多様性の保全・活用 ②多様な自然環境の活用	18	環境政策課	2	①【主な事業】の「自然環境の活用」に、「用水路の清掃は、生物多様性に配 慮した清掃とする。」を加えてほしい。 ②【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】として、「市民団体でも実 施可能な事業については、行政、市民、事業者で構成する会議において委託を検 討して、委託を推進する。」を加えてほしい。	①27ページ〈新29ページ〉の【主な事業】「生物多様性の保全を踏まえた 既存水路(深大寺・佐須地域)の環境整備の検討」に御指摘の趣旨は含まれていま す。事業実施の際には、御意見を尊重して配慮に努めてまいります。 ②いただいた御意見については、69ページ〈新71ページ〉の【主な事業】 に記載した「■環境保全活動の環(わ)の拡大」の事業を実施して行く中で、検 討してまいります。
32ページ〈新34ページ〉 3. 2 人と環境が調和する快適で美しいまち 1) 美しい街並みの形成 ②歴史・文化環境の保全・継承	20	環境政策課	1	【施策の内容】の「歴史・文化環境の保全・継承」に、「稲作文化、稲作景観 を保全する目的で田んぼを維持する事業を推進する。」を加えてほしい。	御指摘の趣旨は、環境政策上は、施策「里山環境の維持・保全」24ページ 〈新26ページ〉として捉えております。
36ページ〈新38ページ〉 3. 2 人と環境が調和する快適で美しいまち 2) 快適な空間の確保 ②都市美化の推進	21	環境政策課	1	「〇ごみ、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの迷惑行為に対する市民の関心は高 く、調布市では市内各駅で喫煙マナーアップ清掃やパトロールを実施していま す。」とあるが、たばこはポイ捨て以上に受動喫煙等の健康被害が問題である。 東京五輪を目標に調布市も「意志薄弱」と言われないように、禁煙運動を推進す べきである。13億円程度のたばこ税より、市民の健康が重要である。	いただいた御意見は、施策の推進に当たって参考とさせていただきます。
37ページ〈新39ページ〉 3. 2 人と環境が調和する快適で美しいまち 2) 快適な空間の確保 ②都市美化の推進	22	道路管理課	1	【主な事業】の“市民参加による道路清掃の推進”では自治会や地区協議会・ 学校などへの積極的な働きかけが必要である。	事業の推進に当たっては、市民の皆様の御協力が不可欠と認識しております。 実施の際には、御意見を参考にさせていただきます。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
38～41ページ〈新40ページ～43ページ〉 3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ①大気汚染の防止	25	環境政策課	3	①【施策の方向】として、「排気ガスを出さない電気自動車、燃料電池自動車への転換を積極的に行う」ことを加えてはどうか。 ②【施策の内容】の「自動車排出ガスによる大気汚染の防止」の記載で、「低公害車の普及促進」とあるのは、「電気自動車、燃料電池自動車の普及」とする。 ③【主な事業】の「自動車排出ガスによる大気汚染の防止」の「公用車への低公害車導入推進」を「電気自動車、燃料電池自動車導入」とする。	御提案の電気自動車、燃料電池自動車は、低公害車に含めて考えております。現時点の実用化、普及状況を踏まえて、表現はそのままとさせていただきます。
38～41ページ〈新40ページ～43ページ〉 3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ①大気汚染の防止	26	環境政策課	1	下石原交差点の自動車排出局が撤去されたが、再度設置すべきである。そして、PM2.5やNOxの常時測定を行うこと。	大気環境の常時監視は、継続的な取組として今後も実施してまいります。その中で、環境の現況や近隣住民の方の御要望等を勘案しながら、監視地点の再配置等を検討してまいります。
42～43ページ〈新44ページ～45ページ〉 3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ②水質汚濁の防止	27	下水道課	3	①【施策の方向】では、野川について、下水の流入を0にする目標を掲げて、安心して遊ぶことができる川にすることとしてほしい。0にするのが無理ならば、減らす方向性を明記してほしい。また、合流式をできるところから分流式にする方向性も示して、下水処理施設の負担を減らすことを示すべきと考えます。野川下水処理場の計画を廃止するためにも、分流式を推進すべきと考えます。野川下水処理場の処理水は野川に流される計画です。そうなれば、自然がかなり復活した野川のダメージは計り知れない。 ②【施策の内容】の「家庭における生活排水対策の推進」に、合流式下水道を分流式に転換することを明記してほしい。森ヶ崎の負担が減れば、野川下水処理場の必要性がなくなると思います。 ③【主な事業】の「家庭における生活排水対策の推進」の合流式下水道改善事業は分流式への転換のことか。そうでないなら、分流式への転換の推進を加えてほしい。	下水処理、生活排水対策の具体的な内容については、「調布市下水道総合計画」（平成23(2011)年3月策定）に基づく考え方を踏襲し、整合を図っております。変更する場合は、専門的見地からの検討も必要となるため、今後の課題とさせていただきます。
45ページ〈新47ページ〉 3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ③騒音・振動の発生抑制	28	環境政策課	1	【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】に、「近隣の騒音問題を、自分たちで解決するための仕組みづくりを推進する。」を加えてはどうか。	【主な事業】「■生活騒音の発生抑制」に記載したとおり、まずはトラブル防止に向けて啓発に取り組んでまいります。自主的な取組については、実現の可能性も含め検討します。
46ページ〈新48ページ〉 3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ④化学物質等の対策の推進	29	環境政策課	1	アスベストについて記載すべきである。特に、老朽家屋の取り壊し時のリスクについて。	アスベストについては、大気汚染物質として捉えており、40ページ〈新42ページ〉の【主な事業】の「■事業活動に伴う大気汚染の防止」の中で対策事業としての位置付けをしております。
46～49ページ〈新48ページ～51ページ〉 3.3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ④化学物質等の対策の推進	30	環境政策課	6	①【現状と課題】に、福島第一原発の事故により、調布市もほぼ全域が放射性物質に汚染されていることを明記する。 ②【施策の方向】に、放射性物質について、土壌の改善、食物からの摂取を防ぐための施策を推進することを加えてほしい。影響は長期間にわたるため、できることは行うべきである。 ③【施策の内容】に、放射性物質の影響の除去を推進することを加える。具体的には、子どもが遊ぶ場所の除染を行う。給食の材料について事前検査による摂食防止を図る。 ④【環境指標】に「地場産野菜の放射性物質検査」、「公園、校庭の放射性物質の土壌検査」を加えてはどうか。 ⑤【主な事業】の「放射線等に関する情報の蓄積・提供」に記載のある「学校等の給食における放射性物質の測定監視」については、全種類事前検査とする。「公園等における放射性物質に関する調査」については、土壌検査も含むことを明記する。 ⑥【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】に、「市民団体の放射能測定室と連携して、給食の材料検査や、公園等の土壌検査を推進する。」を加えてはどうか。	現状の測定結果では、空間放射線量は基準値以下であるため、表現はそのままとさせていただきます。また、46ページ〈新48ページ〉に記載したとおり、放射線等に関する測定監視は続けてまいります。その実施方法につきましては、財政状況や測定結果から分かった汚染状況を総合的に検討し、効果的な方策を実施してまいります。そして、得られたデータや情報につきましては、逐次市民の皆様へ提供して行くとともに、異常が認められた場合は速やかに対策を講じます。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
46～49ページ〈新48ページ～51ページ〉 3. 3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち 1) 公害のない環境の維持 ④化学物質等の対策の推進	31	環境政策課	1	放射線等に関して、公共施設など定点での空間放射線量の測定だけでなく、広範囲の低濃度汚染が自然や人為的に濃縮されるMicro Hot Spotにも注目し、土壌等のベクレル測定にも取り組む必要がある。	放射線は目に見えるものではないため、御指摘のMicro Hot Spotを効率的に測定地点に選定して行くことは困難と考えております。測定監視は継続して実施してまいりますので、得られたデータやその他の調査等による知見等を蓄積して、情報提供に努めてまいります。
50～51ページ〈新52ページ～53ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ①省エネルギーの推進	32	教育総務課 住宅課 営繕課 環境政策課	1	「住居及び家庭における省エネルギー」「公共施設や事務所における省エネルギー」の事業内容として、「省エネ機器の普及啓発」や「省エネ・節電の啓発」など従来型の発想に留まっていると感じます。既存住宅（築30～40年）や老朽化した公共施設の断熱性能は、世界基準からかなり劣っているとされています。個人住宅改築の際に、一定の断熱基準を満たせば市から補助金を出す、また、公共施設もコンパクトな断熱性の高い建物への改修を推進することは、省エネ効果が非常に大きいのではないのでしょうか。建築的視点からの省エネ事業を加えていただきたいと思います。	53ページ〈新55ページ〉の【主な事業】「環境配慮型住宅等の研究」として、市の財政状況も勘案しながら有効な方策を検討してまいります。
50～51ページ〈新52ページ～53ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ①省エネルギーの推進	34	環境政策課	5	①【施策の方向】として、省エネルギーはエネルギー消費の見える化により目標を絞れるので、例えば、公共施設すべての電力、ガス、水道の消費量を公開する。家庭、事業所も匿名でネットにそれらの数字を公開することで比較が可能となり、省エネ推進のモチベーションが上がるのではないかと。 ②【施策の内容】に、「市民、事業者、行政のエネルギー消費の見える化を推進する。」加えてはどうか。 ③【環境指標】として、「公共施設のエネルギー消費量」、「公共施設の照明器具の量（蛍光灯の数など）」を加えてはどうか。 ④【主な事業】の「住居の省エネ化…」に、「スマートメーター、HEMSなどによるモデル家庭を募り、見える化を図り、消費量を公開する。」を加えてはどうか。また、「公共施設や事務所等…」に「公共施設、大規模な事業所などは、省エネ診断を行い、設備切り替えと省エネによる経費削減状況を見て、市民ファンドによる設備更新を推進する。」を加え、街灯のLED化も同様な手法を検討してはどうか。 ⑤【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】に、「調布未来のエネルギー協議会との協働で様々な事業に市民とともに取り組む体制を推進する。」を加えてはどうか。	①と④については、今後の参考とさせていただきます。 ②については、55ページ〈新57ページ〉【主な事業】の「事業所・家庭へのエネルギー管理システム（BEMS、HEMS）の設置支援等の検討」において、今後検討いたします。 ③につきましては、エネルギー使用量は機器の使用実態によって変わるため、機器の灯数ではなく「市役所から排出されるCO ₂ の削減」という指標の中で、総合的に評価してまいります。 ⑤につきましては、特定の団体の固有名称の記載はせずに、第5章の推進体制の中で「市民団体」として取組主体の一つに位置付けさせていただきます。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
52～53ページ〈新54ページ～55ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ②再生可能エネルギー等の活用推進	35	住宅課 環境政策課	2	①再生可能エネルギーは太陽光発電に目が行きがちですが、家庭のエネルギー消費の約30%を占めている給湯にも着目すべきです。大幅に給湯エネルギーの消費を抑える「太陽熱温水器」の設置に対する補助金は有効だと思います。 ②調布のメガソーラーで発電した電気の「地産地消」を望む声が上がっています。調布市が将来的に、市内で発電した再生可能エネルギーを買い取り販売する、電力小売り事業を始めれば、調布で作られた電気を調布市民が使えるようになり、環境意識が高まると思います。地方自治体の先進事例等を参考に是非、取り組んでください。	①については、市において太陽熱温水器の助成を行っています。また、東京都環境局においても、太陽熱の有効利用について、都民に広報しているところであります。 ②については、市民・事業者の方々の御意向やニーズの把握とともに、電力小売り自由化等の社会情勢を踏まえつつ、検討して行きたいと考えております。
52～53ページ〈新54ページ～55ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ②再生可能エネルギー等の活用推進	36	環境政策課	1	災害時のエネルギー確保について、防災課とも協力して、再生可能エネルギーと蓄電池を活用したエネルギー供給ステーションを市内に配置し、市民に周知していくことを希望します。	御意見の趣旨は、「■再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究」（53ページ【新55ページ】）の「新たなエネルギーの活用に向けた調査・研究」の中に含まれると考えます。今後、関係各課と協力・連携しながら、災害時のエネルギー確保の視点で具体的な方策を検討してまいります。
52～53ページ〈新54ページ～55ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ②再生可能エネルギー等の活用推進	37	各施設の所管課 教育総務課 指導室 環境政策課	2	①【環境指標】の“公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力：目標（5%増）”は、学校へ拡大するなどしてもっと高めるべきである。（補修を終えた学校の屋根に、太陽光パネルを順次載せて環境教育を展開すべき。） ②【主な事業】の“再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究”止まらず、普及・推進を図るべきである。	①公共施設への太陽光発電システムの導入に関しては、日照条件や耐震補強の実施状況、屋上の利用状況、財政状況など、様々な要件を確認・検討していく必要があると考えますので、現時点での目標値については変更なしとさせていただきます。 ②再生可能エネルギーのうち、実用化に当たって技術的・経済的に課題があるものについては、今後の動向を調査・研究し検討してまいります。
52～53ページ〈新54ページ～55ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ②再生可能エネルギー等の活用推進	38	教育総務課 子ども政策課 環境政策課	5	①【施策の方向】として、脱化石燃料をもっと積極的にアピールしてほしい。CO ₂ の増加は化石燃料の消費により増えている。電力自由化に対応し、公共施設は、再生可能エネルギーによる電力を購入するなど、率先して当たるべき。行政が保有する車両について、期限を切って、電気自動車、燃料電池車への切り替えを盛り込む。 ②【施策の内容】に、水素社会に向けて取り組むことを加えてほしい。脱炭素、地産地消の究極の再生可能エネルギーは、水素であることは疑いようがないので、少しでも推進に向けた施策を加えてほしい。また、調布市は森林を持たないが、日本全国で見ると森林大国である。木質エネルギーは木を植えて伐採することで、再生可能エネルギーといえる。都会が森を支えるという意味で、木質エネルギーの普及も推進してほしい。木島平村との連携も可能ではないか。 ③【環境指標】として、「公共施設の電力購入先」、「太陽光発電の発電量」、「水素ステーションの設置数（1年に1か所設置）」を加えてはどうか。 ④【主な事業】の「再生可能エネルギー利用設備の導入推進」で、市立保育園、市立小学校、市立中学校においては、災害時の避難場所としての機能も考慮して、太陽光発電、蓄電設備などの設置を進める。また、「再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究」では、新たなエネルギーとして、生ごみ、水素、木質ペレットの活用を明記する。 ⑤【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】に、「調布未来のエネルギー協議会との協働で様々な事業に市民とともに取り組む体制を推進する。」を加えてはどうか。	①脱化石燃料については、今後の課題とさせていただきます。また電気自動車、燃料電池車への切り替えについても、財政状況や燃料補給地点等の点も含め、今後の課題とさせていただきます。 ②御提案の内容に関しましては、53ページ〈新55ページ〉の【主な事業】「新たなエネルギーの活用に向けた調査・研究」として、水素エネルギーに限らず広く捉えて調査・研究を進めてまいります。 ③太陽光発電は天候に左右されるため、発電量自体を指標に掲げず、設備容量を指標としました。また、水素ステーションの設置数については、環境指標として掲げるには、本計画期間内では時期尚早と考えており、普及に向けた社会動向や技術開発動向を注視したいと考えます。 ④御意見の趣旨は、「■再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究」（53ページ〈新55ページ〉）の「新たなエネルギーの活用に向けた調査・研究」の中に含まれると考えます。今後、関係各課と協力・連携しながら、災害時のエネルギー確保の視点からも具体的な方策を検討してまいります。 ⑤特定の団体の固有名称の記載はせずに、第5章の推進体制の中で「市民団体」として取組主体の一つに位置付けさせていただきます。
54～55ページ〈新56ページ～57ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ③環境に配慮したまちづくり	39	緑と公園課	1	「緑を活かした地球温暖化への対応」の中に「住宅や公共施設の緑化」などと書かれている一方で、調布の貴重な財産である国分寺崖線「若葉の森」を壊す、品川道延伸計画が進められています。これはすなわち、緑率の激減につながります。若葉の森の豊かな自然と生態系を守ることは、将来世代へ受け継ぐべき調布の財産であり、有効な温暖化対策でもあります。「入間樹林の保全」に加えて、「若葉の森」の保全事業を環境基本計画に入れるべきと考えます。	御意見の内容につきましては、基本目標1に関する施策を掲げた「3. 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち」（20ページ～29ページ〈新22ページ～31ページ〉）に関連するものと考えます。樹林地の固有名称は挙げておりませんが、「■調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進」（21ページ〈新23ページ〉）に「崖線樹林地等の公有化・保全管理」を始めとする緑の保全施策をすでに記載しており、いただいた御意見の趣旨はこれの中に含まれております。
55ページ〈新57ページ〉 3. 4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ③環境に配慮したまちづくり	40	住宅課 環境政策課	1	【主な事業】の“事業所・家庭へのエネルギー管理システム（BEMS、HEMS）の設置支援等の検討は「推進」を図るべきである。	現在、東京電力㈱において、電気の検針メーターのスマート化が進められております。本動向を注視しながら、効果的な支援策を検討したいと考えております。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
55ページ〈新57ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ③環境に配慮したまちづくり	41	道路管理課 街づくり事業課	1	【主な事業】に、「水を活用した温暖化現象への対応」を追加し、「旧水路跡に水路を復活、水面を増やして、気温の上昇を抑制する。」、「雨水を市道地下に貯留して、太陽光発電による自動散水により、路面の温度上昇を抑制する。」、「住宅での雨水貯留を推進し、打ち水などに利用する。」を加えてはどうか。	御提案の内容につきましては、今後、施策・事業を推進して行く中で、御意見を参考とさせていただきます。
57ページ〈新59ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 1) 低炭素まちづくりの推進 ④地球温暖化への適応	42	下水道課	1	【主な事業】の「都市型水害への対応」として、市道地下に設置する貯留槽により洪水に対応できる仕組みを作る。普段、貯留槽には雨水をためておくが、豪雨が予想される場合、事前に河川への放流ができるようにする。	御提案の内容につきましては、今後、施策・事業を推進して行く中で、御意見を参考とさせていただきます。
58～59ページ〈新60ページ～61ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 2) 循環型まちづくりの推進 ①3R推進によるごみの減量	43	ごみ対策課	1	掛け声だけの内容になっている。389.7g→380g(-2.5%)も低すぎて、目標というより、誤差範囲の数字で、無策を容認するものである。抜本的な施策、それを行う意識改革が市に求められている。	ごみの減量等の取組に関しては、関連計画である「調布市一般廃棄物処理基本計画」(平成25(2013)年3月策定)に基づく考え方を踏襲し、整合を図っております。
59ページ〈新61ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 2) 循環型まちづくりの推進 ①3R推進によるごみの減量	44	ごみ対策課	2	①【主な事業】の「市民・事業者の自主的な取組支援」に、「事業系生ごみによるバイオエネルギー化の推進」、「家庭生ごみによるバイオエネルギー化の推進」、「家庭生ごみの堆肥化推進と堆肥の利用先開拓」、「自治会や子ども会などによる集団回収のさらなる推進」を加えてはどうか。 ②【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】として、「調布未来のエネルギー協議会との協働でバイオエネルギー化事業に市民とともに取り組む体制を推進する。」を加えてはどうか。	ごみの減量等の取組に関しては、関連計画である「調布市一般廃棄物処理基本計画」(平成25(2013)年3月策定)に基づく考え方を踏襲し、整合を図っております。
60～61ページ〈新62ページ～63ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 2) 循環型まちづくりの推進 ②ごみの適正処理	46	ごみ対策課	1	「〇焼却灰・飛灰等はエコセメント原料としてリサイクルされており」とあるが、日の出町のエコセメント工場周辺は、重金属や放射能汚染されていることをどのようにとらえているか？	重金属や放射線量等の基準値は満たしていますが、引き続き汚染防止に向けた取組を行っていきます。
61ページ〈新63ページ〉 3.4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち 2) 循環型まちづくりの推進 ②ごみの適正処理	47	ごみ対策課	1	【主な事業】として、「近隣自治体のもも含めて安定的にせん定枝、落ち葉などを集めて堆肥化、バイオエネルギー化する事業を推進する。」を加えてはどうか。	ごみの資源化・リサイクル等に関しては、関連計画である「調布市一般廃棄物処理基本計画」(平成25(2013)年3月策定)に基づく考え方を踏襲し、整合を図っておりますので、その旨御理解ください。なお、いただいた御意見は、施策の推進に当たって参考とさせていただきます。
63ページ〈新65ページ〉 3.5 みんなの力でより良い環境を目指すまち 1) 環境情報の整備・共有 ①環境情報の集約・活用・発信	49	環境政策課	1	【主な事業】の「環境情報発信の検討」では新たにIT機器の利・活用や「ちょうふ環境にゆ〜す」の市報への折り込みなど周知に努めてもらいたい。(ごみ対策関係は良く発信されていると思う)	いただいた御意見については、63ページ〈新65ページ〉の【主な事業】「新たな環境情報発信方法の検討」の中で検討してまいります。なお、「ちょうふ環境にゆ〜す」は現在、市のホームページにおいても閲覧いただくことが可能となっています。
64, 66ページ〈新66, 68ページ〉 3.5 みんなの力でより良い環境を目指すまち 2) 環境活動を担う人材の育成 ①活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進	50	環境政策課	2	①【現状と課題】に“省エネ・再生エネやゼロエネ住宅など、エネルギー分野のアドバイザーが不在”を記載すべきである。(技術的・専門な内容の相談ができない) ②【主な事業】に上記のアドバイザーの育成・配置や庁内担当部署と省エネ診断受託者との連携等を追加してもらいたい。	①住宅メーカー、家電メーカー等の民間事業者が技術的・専門的な相談窓口を設けていることや、公益財団法人東京都環境公社のクール・ネット東京において家庭の省エネアドバイザー事業等を行っておりますので、文中の表現はそのままとさせていただきます。 ②については、国・都・他自治体の動向も踏まえつつ、施策・事業を実施して行く際の参考とさせていただきます。

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
64～66ページ〈新66ページ～68ページ〉 3.5 みんなの力でより良い環境を目指すまち 2) 環境活動を担う人材の育成 ①活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進	51	環境政策課	6	①【現状と課題】として、環境活動を担う人材育成を任意団体のボランティアに依存することは難しいと認識してほしい。長年活動してきたボランティアが健在なうちに、常勤雇用が可能なNPOを作って、意欲のある若い人の育成に当たれるように準備する段階にあるのではないかと。 ②【施策の方向】として、環境の課題を全体的に解決する市民団体を育成する方向を示すべきと考える。 ③【施策の内容】として、「現在掲げている内容を委託できる市民団体を作ること推進する。」を加えてほしい。これらの施策は、行政を後ろ盾にして、市民団体が主体となって、行政と協働により柔軟に対応するほうが良いと思います。 ④【環境指標】として、「行政の委託を受けて環境活動を行う市民団体の雇用する人材数を指標に追加してほしい。 ⑤【主な事業】にあげている事業のほとんどは市民団体に委託できるものだと思います。人材育成を推進するという趣旨であれば、これらを委託することが事業となるべきです。 ⑥【市民・市民団体・事業者等に期待される役割】として、ちょうふ環境市民会議は、これまでに委託事業を実施してきた経緯があるので、「ちょうふ環境市民会議を軸に委託事業を増やして、人材を雇用して育成できる体制を行政と一緒に推進する。」を加えてはどうか。	いただいた御意見については、69ページ〈新71ページ〉の【主な事業】に記載した「■環境保全活動の環（わ）の拡大」の事業を実施して行く中で、検討してまいります。
69ページ〈新71ページ〉 3.5 みんなの力でより良い環境を目指すまち 3) 連携・協働の基盤づくり ①市民・事業者・行政等の連携強化	52	環境政策課	1	【現状と課題】として、環境活動にかかわる市民、市民団体、事業者、教育機関、近隣自治体などが連携して活動する仕組みがない。環境フェアなどの事業には、これらの団体がそれぞれの立場で関わることで、互いの持っている課題を協働で解決するきっかけになることが期待できる。	いただいた御意見については、69ページ〈新71ページ〉の【主な事業】に記載した「■環境保全活動の環（わ）の拡大」の事業を実施して行く中で、検討してまいります。

第4章 重点プロジェクト

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
74～75ページ〈新76ページ～77ページ〉 4.3 重点プロジェクト概要 重点プロジェクト1	55	緑と公園課	1	【重点プロジェクト指標】「公共が保全する緑の面積」の中身はなにか？雑木林などの良質の緑と鳥も来ない街路樹を同一にしてはならない。	御意見を踏まえ、修正いたします。 以下のとおり、21ページ〈新23ページ〉の環境指標欄に注として掲載します。 【修正（追記）】 指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。
73ページ〈新75ページ〉 4.2 プロジェクトの選定の視点	53	環境政策課	1	【重点プロジェクトの構成】にあげられた施策は、重点プロジェクトなので、それぞれ“検討事項”を“推進・実践”に移すべきである。	ここで取り上げている施策は、第3章で記載したもののなかから重点的に取り組むものを再掲しております。また、事業の具体的な内容を明確化する必要があることから調査、研究又は検討が必要であることを御理解ください。
74～75ページ〈新76ページ～77ページ〉 4.3 重点プロジェクト概要 重点プロジェクト1	54	緑と公園課	8	「水路跡地等の活用」として、国から移管された旧水路跡等を活かしていくつかの課題を実現したいと思います。この企画は、新たな用地取得が不要なので、実現性が高いと思います。 ①用地は旧水路跡地の中から水路として有効に利用できるものを選別して利用します。 ②水源は、玉川上水、野川、井戸とします。 ③水路は、地域の植生を活かすなどの配慮をし、ピオトープとし、生物多様性を確保する。 ④ゲンジボタルの自生を目指します。 ⑤水路の一部は安全性も確保し、生き物の採取も可能な子どもの遊び場として開放します。 ⑥水路の維持管理は地域の市民が行える仕組みを作ります。 ⑦可能な限り、水面の面積を確保し、ヒートアイランド化を抑制します。 ⑧深大寺用水も歴史遺産として再現できればと思います。	いただいた御意見は、重点事業の「生態系の維持・回復」の回復事業計画の策定の際に参考とさせていただきます。 重点プロジェクトは、70ページ〈新72ページ〉に記載した4つ選定基準に基づいて選定しておりますので、「水路跡地等の活用」は掲載しておりません。なお、ここで取り上げている施策は、第3章で記載したもののなかから重点的に取り組むものを再掲しております。
76～77ページ〈新78ページ～79ページ〉 4.3 重点プロジェクト概要 重点プロジェクト2	56	住宅課 環境政策課	2	①【省エネルギーの推進】で、「〇省エネ・節電の啓発」の内容は、「→市域の温室効果ガス排出量削減に向けて、家庭・事業所等に対して…」と家庭が抜けているので追記すべきである。 ②【環境に配慮したまちづくり】で、「〇事業所・家庭へのエネルギー管理システム（BEMS,HEMS）の設置支援等の検討」は、検討に終わらず普及・推進を図るべきである。	①御指摘の施策につきましては、第3章で「■公共施設や事務所等における省エネルギーの推進」（51ページ〈新53ページ〉）として位置付けた施策の表現です。家庭を対象とした施策は、同ページ【主な事業】の「■住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進」となります。 ②現在、東京電力㈱において、電気の検針メーターのスマート化が進められております。本動向を注視しながら、効果的な支援策を検討したいと考えております。
76～77ページ〈新78ページ～79ページ〉 4.3 重点プロジェクト概要 重点プロジェクト2	57	環境政策課	4	「水素を含む再生エネルギーの活用」として、太陽光発電など、すでに実現している再生エネルギーの活用はもとより、今後の10年を考えると、国や東京都などの取り組みと連携をとり、水素エネルギーの活用を推進したいと思います。現在新たな費用をかけることなく得られているものや、廃棄しているものを活用する視点を明確に示して、エネルギーなどの有価物に変える取り組みを推進してほしい。 ①太陽、風力、水力などの再生可能エネルギーを活用した発電、温水器などをさらに普及させます。 ②再生エネルギーを利用する住宅、自動車（電気自動車、燃料電池車）の普及を推進します。 ③これまでは有料で廃棄されていた植物に由来するもの（選定枝、落ち葉、刈り取られた草木など）からエネルギーを採集する取り組みを推進します。 ④具体的には、水素ステーションの設置、燃料電池車、水素エネルギーによる自家発電への補助などを数値をあげて推進します。	重点プロジェクトは、70ページ〈新72ページ〉に記載した4つの選定基準に基づいて選定しておりますので、「水素を含む再生エネルギーの活用」は掲載しておりません。なお、ここで取り上げている施策は、第3章で記載したもののなかから重点的に取り組むものを再掲しております。
79ページ〈新81ページ〉 4.3 重点プロジェクト概要 重点プロジェクト3	58	緑と公園課 環境政策課	1	【活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進】には、“省エネ・ごみ”関係の人材育成が必要と考える。	御意見を踏まえ検討して参ります。
79ページ〈新81ページ〉 4.3 重点プロジェクト概要 重点プロジェクト3	59	環境政策課	1	「市民田んぼの実現」として、佐須地域に残る田んぼを残すために、田んぼの買い上げ、借り上げを行い、市民、小学生が田んぼで稲作を体験できる事業の推進を明記してほしい。	いただいた御意見については、25ページ〈新27ページ〉の【主な事業】に記載した「■里山環境の総合的な維持・保全と活用」の事業を実施して行く中で、検討してまいります。

第5章 計画の推進

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
第5章全般	60	環境政策課	1	市民自治の実現を目指して、市民が主体となって様々な事業を実施できる団体（NPO）を作るか、既存の団体（NPO調布まちづくりの会など）を活用することを目標に掲げてほしい。実現に向けて、具体的に委託する事業の選定、実施体制の検討、団体の稼働までを10年の課題として明文化してほしい。人材育成の観点からも、複数の若い人材を雇用し、育成できる組織を実現できないと、これまでのちょうふ市民懇談会、ちょうふ環境市民会議の20年以上の活動の実績が活かされないことになる。	いただいた御意見については、69ページ〈新71ページ〉の【主な事業】に記載した「■環境保全活動の環（わ）の拡大」の事業を実施して行く中で、検討してまいります。

その他

案	No	対象課	意見数	御意見等の概要	市の考え方
その他	61		1	<ul style="list-style-type: none"> ・神代植物公園多様センターで植物の講義を過去小学4年（北ノ台） ・市内全小学校だとしたら全区域の図書館と植物園が実際と植物と図書の文献とが一つになる教育が出来る！！ ・各々の講義室の利用、回覧率 ・公益財団法人と教育会館との連携 ・将来の災害の救助道路確認 ・たぶん百科事典の利用に 	いただいた御意見については、関係課に報告いたします。
その他	62		1	<p>都市計画道路（広域道路）調布3・4・10号線（品川通り）延伸について 1月30日 入間地域センターでの会に出席しました。16年程前に国分寺崖線の近く、入間町に住んでいたこともあり「若葉の森」は近隣の皆様や、緑豊かな調布にとっても子どもたちに手渡してゆきたい財産です。 この計画が実行に移されると、私の現在の住居のすぐそばを沢山の車が通行するようになり排気ガスによる被害も出てくることも懸念されます。 東つつじヶ丘の交差点から実篤公園資料館まではかなりの高低差があり、どのような施工方法をとられるのかわかりませんが、又、幅を広げるにしてもそこに住む人々に影響を及ぼしますので、このような計画があることを直接1軒1軒に知らせるべきだと考えます。 市報やインターネットなどで知らされても、なかなか自分の身近なことであると気付かないです。特に高齢の方は転居などになると健康を害されたり経済的な負担も大きいものだと思います。 車社会優先ではなく、緑の自然を大事にし、人のくらしを大切にするように、この計画は中止にさせていただきたく、お願い申し上げます。</p>	いただいた御意見については、関係課に報告いたします。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。